

精華町教育委員会議事録

令和2年（第9回）

1 開 会 令和2年9月28日(月) 午後3時30分
閉 会 令和2年9月28日(月) 午後4時50分

2 出席委員 川村教育長 松本委員 新司委員 岡島委員
松下委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

浦本教育部長	林田総括指導主事
俵谷学校教育課長	石崎生涯学習課長
上原学校教育課係長	

5 傍聴者 1名

6 議事の概要

(1) 開会

教育長から第9回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和2年第8回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

・全員承認

(3) 教育長報告事項

精華町議会定例会9月会議が9月3日から30日までの期間で開催されており、その内容については後ほど教育部長から報告させていただく。

9月26日には、相楽地方中学校総合体育大会の陸上競技の部が、太陽が丘陸上競技場で開催された。1学期末から夏にかけて体育的な行事は中止が続いていたが、各校の参加人数を絞ったり、保護者の応援をとりやめたりするなど、必要な対策を取った上での実施となった。

10月3日、4日には、陸上競技以外の相楽中学校総合体育大会が、各中学校と木津川市体育館などを会場に開催される予定である。これについても同様に、保護者の応援を取り止めるなど、対策を取った上で実施予定である。また、10月24日には、山城地方中学校駅伝競走大会が開催予定である。伝統ある大会であり、こちらも対策を取った上で開催するとのことで、円滑に運営されることを期待している。

この間、町立小中学校では、体育大会や運動会、修学旅行などを残念ではあるが中止としてきた。しかしながら、何とか少しでも行事を開催したいとの学校の思いもあり、半日程度の体育的行事の開催のほか、キャンプファイヤーを実施するなど、各学校において取り組んでいるところである。また、小学校では、修学旅行に代わるものとして、日帰りでの旅行などが計画されている。

さて、本年度は4月から5月にかけての2か月間、学校が長期休業となり、その間の子どもたちの学習する機会が失われることとなった。まずは、授業時数という量の面、次に、単元の履修という内容面、そして、授業の効果という質の面、これらすべてについて適切に管理した上で、必要な措置を図ることが大変重要である。このうち授業時数に関しては、小学校については学校教育法施行規則第51条の別表、中学校については同規則第73条の別表に定められている標準授業時数があり、これの確保が目指すべき方向であると考えている。標準授業時数については、基本的にはこれを踏まえて教育課程を編成することになるが、災害や今回のような流行性の感染症など、不測の事態も考えられることから、授業時数の確保に努めることは前提として、これを下回ったことのみをもって規定に反することにはならないという解釈、運用になっている。この件に関しては、文部科学省から、3月の全国的な学校の臨時休業に当たって事務連絡が出されている。しかしながら、標準時数の確保は子どもたちの学びの保障の観点から、重視すべきものであると考えており、この間、教育委員会の指導主事と各学校の教務が連携し、実施済みの授業時数をカウントするとともに、行事の精選や長期休業期間の見直し、今後の確保可能な授業時数の積み上げを行い、見通しを明らかにした。概略を申し上げますと、小学校では、1年生で1校、3年生で3校、4年生で2校、5年生で1校、6年生で3校について、若干の不足が出る。中学校では、1、2年生に不足はないが、3年生では3校とも不足が出る結果となった。中学3年生については、3学期は入試後すぐに卒業式となり、期間が短いことから厳しい状況にある。

対策としては、まずは教科の授業時数の確保が重要と考えている。教科・領域と言われる領域の部分、総合的な学習の時間や特別活動などの授業時数については可能な限り実施はするが、授業時数が確保できない場合には、この部分により調整する方向で考えざるを得ない。そうでない場合には、7限目や土曜日に授業を実施するなどの必要が出てくる。これについては京都府教育委員会としては推奨しない旨の指導があり、本町としても現在のところ考えていない。また、未履修の単元が発生しないようにすること、授業の効果を高めて質的に学びを保障すること、この2点について学校に対し指導していきたいと考えている。この件については、今後、折に触れて報告させていただく。

(4) 事務局からの諸報告

教育部長 1 令和2年度定例会9月会議 議会関係対応について

議会9月定例会が9月3日から30日までの会期で開催されており、令和元年度決算などを中心に審議が行われている。会議日程としては、明後日30日の各委員会からの委員長報告と採決のみとなっている。

教育部からの提出議案としては、「議案第73号 精華町立小中学校情報教育備品の取得について」があり、主な内容としては、大型提示装置130台などの財産取得に係るものである。

一般質問については、全体で14名の議員から通告があり、そのうち半数の7名の議員から教育委員会関係の質疑があった。概要としては、6月会議に引き続き新型コロナウイルス関連の対応を問うものが多く、いじめ対策や教育施設の効率的運用、教職員の働き方改革、教員などの配置の増員を求めるもの、文部科学省が要件を緩和した中学校へのスマートフォンの持込みに対する考え方のほか、狛田地域のまちづくりに絡めて、文化財の保存と活用に関する質疑があった。

続いて、令和元年度決算の概要について、まず一般会計の収支状況として、歳入総額は128億6,738万4,000円、歳出総額は126億5,718万5,000円で、決算規模の対前年度比較は、歳入が8億2,915万6,000円の減でマイナス6.1%、歳出が7億6,203万3,000円の減でマイナス5.7%となった。歳入と歳出の差し引きである

形式収支については2億1,019万9,000円となり、翌年度へ繰り越す財源1億1,236万9,000円を差し引くと、実質収支は9,783万円の黒字となった。この実質収支が統計上の黒字か赤字かを判断する指標であり、今年度は黒字決算となる。ただし、実質収支には前年度以前からの繰越金、いわゆる余剰金を含む収支の累計であり、その影響を排除した令和元年度1年間の収支、歳入歳出の差し引きを表したものが単年度収支となるが、こちらは1億1,243万4,000円の赤字となった。財政については、一般家庭でいうところの貯金である基金なども活用して編成しているが、このような要素を排除した実質的な単年度の収支を表すものが実質単年度収支となる。また、平成30年度については、単年度収支で1億6,000万円年余りの黒字であったが、令和元年度では1億円を超える赤字であり、この間、非常に厳しい財政状況となっているが、その状況が続いているということである。

財政状況について、歳入では前年度比で約8億3,000万円の減収であり、大きな要因としては、繰越金で3億5,123万7,000円の減額、木津川市に建設したクリーンセンターの建設基金や都市計画事業基金などの繰入金で2億1,920万8,000円の減額となっている。一方で、収入の大きい割合を占める地方税については堅調に推移しており、町税収入は総額で59億3,491万2,000円、対前年度比較で3億1,275万円の増加である。主な増収要因としては、固定資産税や法人町民税の増加である。次に、歳出について、教育費については総額12億1,288万8,000円で、対前年度比で6億956万1,000円の減、マイナス33.4%であった。町の歳出総額に全体に占める教育費の割合としては約9.6%となっている。前年度比マイナス30%の要因としては、平成30年度には小学校の空調設備の整備事業があったこと、都市機構の立替施工償還事業について、精華南中学校分の償還が平成30年度をもって完了したことなどが挙げられる。一方で、増加の要因としては、幼児教育無償化の実施による幼稚園就園奨励事業の増額や小学校の学校施設修繕に伴って管理運営事業が増額となったことなどが挙げられる。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

8月の問題事象はなし。不登校は5名となっている。

(2) 中学校

8月の問題事象は2件。不登校は22名となっている。

問題事象については、小中学校とも指導を終えている。

不登校については、各学校において、本人、保護者との連絡を取り、状況を把握している。家庭訪問を中心に状況把握を努め、また、スクールカウンセラーの活用等を進めている。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

8月の重災害についてはなし。

総括指導主事 3 問題事象の月別発生件数について

問題事象の累計については、前年度と比較して減少している。これは、4、5月と学校が臨時休業となり、その間の発生件数が0件であったことが要因である。

長期欠席について、今年度は授業時数の確保のために夏季休業期間を短縮しており、8月の2学期開始が若干早くなっている。その影響もあり、8月については前年度比で、小学校、中学校ともに増加している。引き続き家庭との連携を取りながら取り組んでいきたいと考えている。

学校教育課長 1 就学援助制度の特例の適用について

就学援助制度については、経済的に困窮している世帯の児童生徒に対して学用品などの就学費用の援助を行うもので、通常は前年の所得により認定を行っている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年の収入が激減するなど、家計が急激に悪化している状況が想定されるため、そのような家庭については、今年度に限る特例として、今年の所得見込みにより認定することを決定した。9月上旬に各学校を通じて、すべての保護者に案内を行ったところ、これまでに数件の相談があ

り、現時点では、新たに3件が認定される見込みである。

生涯学習課長 1 精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における
審査及び評価結果について

むくのきセンターをはじめとする体育施設の指定管理者運営について、例年、第三者による評価委員会において評価を実施しており、この度、令和元年度に係る評価結果が提出された。指定管理先は特定非営利活動法人精華町体育協会であり、審査及び評価結果としては、総合的に適正な管理運営業務が実施されたものという評価をいただいた。評価した点と併せて、今後さらに充実した内容となるように検討を要する意見をいただいております、この意見に基づいて体協と連携を取りながら取組を進めていきたいと考えている。なお、本件の評価結果については、9月11日に開催された議会の総務教育常任委員会において報告したところである。

生涯学習課長 2 令和4年度以降における精華町成人式の対象年齢について

民法の一部を改正する法律により、2022年、令和4年4月1日から、民法で定める成年年齢が18歳に引き下げられる。これを受け、令和4年度、つまりは令和5年1月に開催予定の成人式の対象年齢の取り扱いについて、本町としても検討する必要がある。この件については、国において、法務省を中心として「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」の「成人式の時期や在り方などに関する分科会」が、平成30年10月から今年の3月までの間に合計8回開催され、課題点や関係者の意見、世論調査の結果などについてとりまとめが行われており、その内容と本町における課題について報告させていただきます。

まず、18歳を対象に実施した場合の課題点としては、18歳から20歳の該当者3学年分をまとめて開催する必要があり、現状として500名程度の参加者がある中で、3学年分となれば、けいはんなホールの収容規模1,000人から考えると、何日かに分

けて開催する必要がある、体制的に困難であることや密集状態となることが予想される。また、1月実施と仮定すれば、18歳の場合、大学受験や就職活動の時期と重なることから、時間的、精神的、経済的な余裕がなく、出席者の減少に繋がること懸念される。その結果的として、新成人が一堂に集まる場がなくなり、本町の成人式の文化が失われることも危惧される。この点は、国の分科会の報告においても懸念事項として挙げられている。以上が主催者側としての課題である。

一方で、その当事者並びにその親族の方々の思いについては、内閣府において対象者に対する世論調査を実施している。結果としては、従来どおり20歳での開催を望む声が多かった。調査対象としては、16歳から22歳の当事者の世代と、その親世代の年齢に当たる40歳から59歳の年齢層についても対象としており、双方ともに従来どおり20歳の年齢での実施を希望する声が多いという結果であった。

また、近隣の状況としては、京都市はすでに20歳での実施を決定しており、宇治市、京田辺市についても20歳を対象として開催する意向を表明している。他の近隣においては、現在検討中のところが多いが、18歳を対象に実施する自治体の情報は入っていない。

以上のことから、本町としての方針は、従来どおり20歳を対象とした式典として取り組むこととして検討を進めたいと考えている。しかしながら、成人式という名称については変更する必要があると考えており、「はたちを祝う会」や「はたちの集い」のような名称を検討している。

生涯学習課長 3 図書館年報について

毎年、図書館の活動報告として、資料の所蔵状況や利用状況、過去5年間の貸出状況の推移などをまとめた図書館年報を作成しており、令和元年度分が完成した。今後、最終校正を行った上で、来月開催の社会教育委員会において説明を行い、10月以降に各関係機関等へ配布予定である。

【委員からの意見】

松本委員 決算の概要の中に、統合型校務支援システムの記載がある。これは先生方が事務をする際に、これまでよりも便利で効率的に事務ができるようなシステムであったと記憶しているが、導入については問題なく、順調に稼動しているのか。

また、学級支援員配置事業について、特別支援教育を充実させるための学級支援員の配置として、精華町では手厚い措置が実施されており、非常に大事な事業であると考えている。例えば、中学校の場合、基本的には教科担任制であるが、特別支援学級の担任となると、広範囲な教科を担当することとなり、学級支援員の配置によって子どもたちへの指導の充実や先生の負担軽減にも繋がっていると思う。学校からの要望を踏まえた上で、予定通りの配置が実施できていたのか。

学校教育課長 統合型校務支援システムについては、令和元年度中に導入を実施しており、実際の運用については、当初、令和2年4月に教職員の研修を行った後、使用開始を予定していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、4月の研修会を延期し、この7月から8月にかけて研修を実施しており、今後、システムの本格的な活用を進めていきたいと考えている。

また、学級支援員については、前年度中に学校からの要望や児童生徒の支援の状況を確認した上で、それに基づいて適切な配置に努めているところである。

松本委員 前年度決算ではなく、今年度のことになるが、児童生徒及び学校教職員の健康診断について、例年であれば4月中旬から実施していたと思うが、今年度については、臨時休業の影響により実施できていないという話を以前に聞いた。再度、計画を立てた上で、すでに完了しているのか。

もう1点、生徒指導報告について、特に大きな問題となるような事象は起きていないということによいか。

学校教育課長 学校の健康診断について、当初計画では早い時期に実施を予定していたが、学校の臨時休業により実施できなかった。また、京都府医師会からも8月末までは実施を見送るよう依頼があった

こともあり、この点も踏まえた上で計画を再検討し、9月に入ってから順次、健康診断を実施しているところである。

総括指導主事 問題事象のうち重大事態に至るような内容のものはない。

川村教育長 生涯学習課長から報告のあった成人式に関して、委員各位から意見をいただければと思う。現在、本町としては、式典の名称を、「はたちの集い」などに変更し、引き続き20歳をもって成人をお祝いするという方向で検討を進めている。すでに京都府内では、京都市、宇治市、京田辺市が、20歳を対象として実施するとの意思決定をしている。本件については、色々な方々の関心が高く、できるだけ早い時期に決定し、関係者に伝えたいと考えており、この秋には方向性を定めたいと考えている。

松本委員 18歳となると高校3年生が多くを占め、入試は大きな課題になると思う。成人式、あるいは、「はたちを祝う会」という名称でも良いが、やはり20歳を対象とした式典開催が望ましいと思う。先ほどの報告では、世論調査の結果、成人式のような式典は20歳を対象に開催するのが良いという意見が最も多かったとのことであった。また、京都市、宇治市、京田辺市では20歳を対象として式典を継続することを決定されているとのことであり、近隣とも齟齬のないよう一定の配慮が必要であると思う。以上の点で、本町では引き続き20歳を対象として式典を開催することが望ましいと思う。

岡島委員 今、計算してみると、私の子どもが令和4年に18歳になる。先ほどの報告や松本委員のおっしゃられたとおり、高校3年生が対象となるのは大きな課題となる。成人の日に式典を開催した場合、受験の本番直前であり、最後の追い込みをしながら体調を整える時期で、そこに成人式が重なることは子どもたちにとって大きな負担になる。保護者の立場としても、高校生ではなく、20歳が1つの区切りで良いのではないかと思う。

新司委員 本件は、いつまでに、誰が決定することになるのか。

川村教育長 教育委員会が所管しているが、精華町も主催者となっていることから、町長とも協議した上で、最終的には決定したいと考えている。ただし、その前に教育委員会としての方針を固めるために

も、教育委員各位の意見を伺いたいということである。

松 下 委 員 国民の祝日に関する法律があり、それによって1月の第2月曜日が成人の日と規定されている。18歳、つまり、高校3年生に当たる子どもたちは成人として扱われ、祝ってもらえる日という位置づけになる。一方で現実的には、松本委員や岡島委員がおっしゃられたように、高校3年生には大学受験があり、時期的にはセンター試験の直前で、卒業も間近に控える中で、本人も親も式典どころではないと思われる。結論としては、京都市、宇治市、京田辺市が表明されているように、成人式ではなく、「はたちを祝う会」のような名称に変更した上で、式典については実施することになると思う。ただし、成人が18歳になったことについて、教育的な位置付けや区切りのようなものが必要ではないかと思う。これまでは成人式がその位置付けだったが、その点の整理が必要であると感じた。

また、新型コロナウイルスの影響により、成人式については形を変えて実施するという話も出てきている。これまでは、全員まとめて1回で実施していたところを、密を避けて2回に分けるなども必要になっている。この状況が来年には収束しているとも限らず、色々な課題も含めて、成人式の今後を考える上での考慮すべき点をリストアップしておくことが必要ではないか。

川村教育長 18歳の子どもの多くは高校に在学しており、18歳で成人となれば、新たに付与される権利や、一方で様々な法的責任が生じることについて、主権者教育は重視する必要があると思う。また、現在、高校ではそのように取り組まれているところである。今、松下委員がおっしゃられたのは、精華町として町内在住の18歳、新成人に対して区切りとなる行事的なものが必要ということか。

松 下 委 員 本日、初めて報告を受けた内容であり、考えがまとまっておらず、明確なことは言えない。先ほどから出ているように、18歳で成人式のような式典を行うことは難しいと思う。一方で、18歳を迎える年度に当たる子どもたちには、何か教育的な指導なり、配慮なりが必要となってくるのではないかと思う。

松 本 委 員 成人式とは少し外れるが、18歳で成人するということは選挙

権が付与される。昨年、明るい選挙推進協議会の委員を対象とした研修会が相楽会館で開催された。その講演での大学教授の話として、大学生は投票率が低く、その理由としては、大都市圏に大学が多く、地方から出てきて下宿する学生が多い。その際に、実家から住民票を移していなければ、現住所である実家に選挙の案内ハガキが届くことになり、その場合、非常に投票手続きが面倒であるため、大学生の投票率が低いとのことであった。成人式の問題もあるが、成人としての権利と義務について、そのような教育についても考えていく必要があると思う。

松下委員 大学に入学して地元を離れる場合、基本的には4年間離れて暮らすことになるが、住民票を移さないケースがあるのか。

教育部長 住民基本台帳法に基づくと、1年以上継続して生活の本拠が移る場合には住民票を移す必要があるが、例えば単身赴任の場合にはその期間が終われば戻ることになり、大学生の場合も卒業後に実家に戻るということであれば、必ずしも住民票を移す義務は生じない。そのため実家に住民票が置かれたままになっている学生も多いと思う。その場合には、選挙権は住民票の所在地にあることから、離れた所で投票しようと思うと不在者投票の手続きが必要となり、投票に手間と時間がかかることになる。

新司委員 成人式となると、私個人としては、これまでの経過から20歳というイメージが大きい。近隣の自治体は20歳を対象として式典を実施していくとのことであるが、全国的な傾向が分かるのであれば教えてほしい。

生涯学習課長 国の報告書については今年の3月で取りまとめられたものであり、当時の時点で方針を決定していた自治体は全体の6%程度しかなく、多くの自治体は本町と同様に検討中であった。決定している中では、従前どおり20歳の年齢で実施する自治体が91%となっている。現在の状況としては、京都府内や近隣に確認したところ、従前どおり20歳で検討しているところが多い。

世論調査の内容について、もう少し詳細に申し上げると、内閣府の調査では、成人となる当事者については、7割以上が20歳での式典実施が良いと回答、保護者については6割弱が20歳で

の実施が良いと回答している。この調査以外にも、一般社団法人全国高等学校PTA連合会による全国のPTA会長に対するアンケート調査、公益財団法人日本財団による17歳から19歳の当事者に対する意識調査などの結果も出ているが、いずれも約7割が式典実施は20歳が良いとの回答であった。一方で、18歳での実施が良いとの回答は3割弱という状況である。

川村教育長 本件について、決定期限はいつごろと考えているか。

生涯学習課長 実際の式典については、2年先になるが、本人や保護者の方の準備、関係者の準備、他には着物の販売業者なども関連してくるため、問い合わせが少しずつ出てきている。また、京都市では平成30年度に、宇治市や京田辺市など近隣も決定、公表するところが出てきていることから、本町としても決定するタイミングが来ているものと考えている。

川村教育長 本件については、関係者が多く、社会的な影響が大きいことから、できるだけ早い段階での決定、公表が望ましいと考えられる。委員各位の意見では、成人式という名称に変更の余地はあるものの、これまでの経過や近隣自治体の状況を鑑みるに、式典は20歳を対象として実施する方向が望ましいものとする。ただし、今、この場で決定することは難しく、また、町長とも意見調整を図った上で、方向性を定めたいと思う。その結果については、教育委員会場で報告させていただき、もう一度、意見を伺う機会をつくらせていただきたいと思います。

松下委員 話は変わるが、教育長から報告いただいた中にもあったように、コロナ禍が続いている中ではあるが、学校が本格稼働してきていると感じている。山田荘小学校では、先週土曜日に運動会という名称ではないが、体育的な行事を開催されており、学年別に分けたり、保護者の来場を限定したりするなど、工夫をしながら実施されていた。このように、一定の特別活動についても再開したことは、子どもたちも保護者の方も本当に喜んでおられた。

運動会や体育大会については、形を変えて実施となったが、修学旅行の件もある。京都府内の自治体が24ある中で、小学校では15自治体、62%、中学校では12自治体、50%が修学旅行を

実施するとの報道があった。残りは精華町と同様に中止としたところや検討中のところ、他には日帰りで実施するところも4自治体、16.7%あった。しかし、先ほどの話では、本町も日帰りで実施するとのことであり、思い出を残してあげたいという学校の気持ちがよく分かった。ぜひ、ウィズコロナの時代にどう向き合うのか、自分をどう守るのかという点について、学校教育の中でも教えていっていただければと思う。

また、社会教育について、この間、講座やイベントなどを中止してきたが、全国的には大規模イベントも実施可能になってきていることを踏まえ、少しずつ再開に向けて進めていただければと思う。実施するためには、計画や準備に何か月かかかると思うので、ぜひ前向きに、防疫体制も含めて検討していただければ、住民としても非常にありがたい。

これまでは在宅勤務や外出を避けるなどして感染拡大を防いでいたが、日常活動の中でどう付き合っていくのかという方向に社会が向かってきており、学校教育や社会教育についても同様の対応が求められると思う。現在、世界的にワクチンの研究に取り組んでいるが、何年かかるか分からず、それを待っている訳にもいかない。現状としては、対策を十分にとった上で、徐々に今までの日常に戻していく必要があると思う。また、今後、新たな感染症などが流行しないとも限らない。今回のことを通じて、子どもや保護者が防疫について学ぶ機会とすることも大切である。

もう1点。この間、若い人の自死、特に芸能人の若い方の自死が続いた。このコロナ禍の中で、相談できなかつたり、助けを呼べなかつたりという状況があるのではないか。一般の方でも、今までであれば、例えば、育児に困ったら自分の母親に相談したり、助けてもらったりしていたが、コロナ禍の影響で来てもらうことができない状況があり、それが若い人の自死に繋がっているとの報道があった。私たちも含めて、皆がアンテナを高く張り、それぞれの立場で少しでも助けることができればと感じた。

新 司 委 員 運動会、体育大会に代わる体育的行事が26日に多くの学校で開催されたと聞いており、私の住む校区の精北小学校でも無事に

開催され、先生方は少し安堵されていた。このような体育的行事については、全小中学校で開催されたのか。教育委員会として把握しているのであれば教えていただきたい。

総括指導主事　まず、小学校については、開催日が土曜日か平日かの違いはあるものの、5小学校とも保護者に参観していただく形で開催するとのことである。比較的規模の小さい学校については、土曜日の1日開催としたが、規模の大きい学校については平日開催で、学年によっては、日を分けるなどの工夫もしながら開催している。行事のネーミングを工夫している学校もあるが、基本的な内容は同じで、体育的行事を参観していただくというものである。

中学校については、保護者の参観の有無や取組内容の違いはあるものの、各学校で工夫する中で、3校とも体育的な行事を開催するとのことである。

新 司 委 員　それぞれ内容の違いはあっても体育的な行事が開催されることは大切であると思う。子どもたちがそこで充実した1日を送ることで、運動に対しての意欲が出たり、様々な経験を積んだりすることで、次の学習に繋がっていけば良いと思う。

(6) 後援関係

8月から9月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数5件、学校教育課関係が0件、生涯学習課関係が5件である。内訳は、社会教育係が5件、社会体育係が0件、図書係が0件である。

(7) 10月の行事予定

(8) 閉会

教育長が第9回教育委員会の閉会を宣言。